

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、高級宝飾腕時計の輸入・販売等を業とするB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からは取締役営業部長として、営業販売及び社内管理等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社内において死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時頃」、「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者が、精神的な緊張を強いられる業務及び過重な労働に従事したことにより、著しい肉体的・心理的負荷を受け、精神障害を発病し、自殺に至ったものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、自殺直前の平成〇年〇月頃に食欲不振、抑うつ症状等が出現したほか、一部で特異的な行動が確認されていることを踏まえると、ICD-10診断ガイドラインに照らし、同時期にF2群の疾患を発病したものと考えられるが、特定するまでには至らない旨の意見を述べている。被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見のとおり、具体的な疾病名は特定できないものの、平成〇年〇月頃に同ガイドラインのF2に分類される何らかの精神障害（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと判断する。
- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併

せて、以下「請求人ら」という。)は、業務による心理的負荷となる出来事として、①2週間以上の連続勤務に従事したこと、②CのDの店舗に関する人事について、顧客から無理な注文を受けたこと、③Eの取引先について、顧客からクレームを受けたこと、④取締役就任し役員を兼務することとなったことで、仕事内容・仕事量の大きな変化があったことなどを主張している。

ア ①について、勤務時間の記録によると、被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの12日間、同年〇月〇日から同月〇日までの13日間、同年〇月〇日から同月〇日までの11日間及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの12日間、連続勤務に従事し、そのうち何日間かは、F、E、G、H、Iに出張していたことが認められる。

この点について、Jは、「〇月の13日間の連続勤務については、Cでワールドウォッチフェアがあったので、忙しかった可能性はある。しかし、被災者が応援に来たのは〇日、〇日及び〇日だけであり、その際も多くメンバーがいたので、被災者自身はほとんど仕事がなく、ずっと休憩室にいて、トマトジュースばかりを飲んでいて記憶がある。また、被災者は同時開催のKに行っていた可能性もあるが、状況はCと同様だったと思う。」旨述べ、また、L取締役は、「〇月の12日間及び〇月の13日間について、休みなく勤務していたかどうかは分からない。」「〇月下旬は、FとHでワールドウォッチフェアがあったため土日出勤することとなり、連続勤務になった。両地とも営業担当がいたので、被災者が担当する仕事は特になく、顔を出す程度だったから、終日忙しくしていたわけではない。」「ワールドウォッチフェアの前日にFに行っているが、これは取締役としての業務によるものである。」旨述べている。

これらの申述からすると、被災者は、請求人らが本件公開審理等において主張するように休日出勤をしていることが認められるものの、これは土曜日や日曜日に開催される催事に対応するために出勤し、その結果連続勤務となったものであって、平日の時間外労働だけではこなせないような業務量があったものとは認められず、しかも、ワールドウォッチフェアでの勤務中は手待時間も長く、労働密度は低いものと判断される。また、M地方への出張は、被災者が長年経験してきた業務であることや被災者が連続勤務中に従事した業務の中には取締役としての業務が一部含まれていることも併せ考慮すると、

これらの出来事は、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②について、Jは、「Cの宝飾売場の担当をどうするかという話があり、Dの人を会社に引っ張ってこようとして具体的に進めていたが、結局断らなければならなくなった。このような話はしょっちゅうどこでもある話なので、それほど大きな問題ではなかった。」旨述べている。また、L取締役は、当該採用については、要旨、取引先に勤めていた定年退職予定の者から定年後は会社に雇用してほしいと請求人に願い出があったと述べているところ、「CのDの人事の件は、取締役の業務か営業部長の業務か線引きは難しいが、少なくとも営業部長の業務ではないと考える。」「店舗の売場の人事に関する事で、多少ストレスがあった可能性がある。」旨述べている。

これらの申述からすると、当該人事の件が営業部長の業務に含まれるか否か疑問が残るものの、営業部長の業務であると仮定して検討し、当該出来事が「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その要望の実現が強く求められているものとは認め難く、また、その対応のために被災者の業務内容や業務量に大きな変化があったものともいえないから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ③について、L取締役は、「Eの取引先が倒産した件については、会社として何もできないし、それほど大した問題でもなかった。」「被災者は事前に情報を収集して、商品の回収を行い、会社の債務を最小限にとどめるなど、淡々と業務を進めており、困難な業務であったとは考えられない。」旨述べ、N社長は、「倒産した取引先が販売していた会社の限定商品を、会社が当該取引先の元従業員が設立した販売店に販売したことが問題となり、『取引先から脅迫的な圧力をかけられて困っている。』と被災者が言っており、悩んでいたのは確かである。『そんなに困ることじゃないんじゃないの。一緒に話をしに行ってもよいよ。』と伝えた。」旨述べている。

これらの申述からすると、被災者は取引先の倒産に関連する出来事についてN社長に相談していることからみて、取引先から要請を受け悩んでいたことはうかがえるものの、会社の限定商品をどの業者に販売するかは本来会社

が自由に決定できる事項であり、本件の場合、当該取引先が会社に対して債務を負ったまま倒産したのであるから、当該出来事が「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、取引先への対応は困難な業務であったものとは認められないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

また、請求人らは、本件公開審理等において、〇元取締役とのトラブルの有無や内容などを調査の上、顧客とのトラブルによる心理的負荷の強度を判断すべきである旨主張しているが、この点について、L取締役は、「〇元取締役は退任して5年以上過ぎている。円満退社ではなかったのに、会社のことを社外で吹聴していたこともあって、被災者は『会社の評判を落とされるのではないか。』と心配していた。」旨述べている。しかしながら、同取締役は、「被災者が亡くなる2年前頃に話題となっただけで、それ以降被災者の口から〇元取締役の話題が出ることはなかった。被災者との間で何か問題が起こったということは聞いていない。被災者との間で何かがあったということも考え難い。」旨併せて述べていることに鑑みると、被災者は〇元取締役が退社した当時、同元取締役の言動に不安を抱いていたことがうかがわれるものの、その後当該言動は話題に上っておらず、また、2年も前の出来事が被災者の本件疾病の発病に直接影響したものとは認め難いから、その主張を採用することはできない。

エ ④について、L取締役は、「被災者は平成〇年〇月に兼務役員になった。単なる肩書きだけでなく、実質的な業務もその時期から行っていた。」旨述べており、当該出来事は、本件疾病発病前6か月よりも前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

なお、取締役としての業務は労働者としての業務とはいえないところ、被災者の労働者としての業務の一部は、平成〇年〇月に入社したJに引き継いでおり、たとえ取締役としての業務が新たに付加されたとしても、その仕事量が著しく増大したものと直ちに認められるものでもない。

オ なお、請求人らは、本件公開審理等において、兼務取締役への就任前後で給料の額に変化がないことから、被災者の業務は取締役の業務ではなく労働者の業務である旨主張しているが、被災者の業務が取締役のそれであるか否

かについては、業務それ自体の性質などを含め総合的に評価し判断すべきであり、同人に支払われる報酬の多寡のみをもって被災者の業務が全て労働者としての業務であるとみることは相当ではないと判断されるから、その主張を採用することはできない。

カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つあるものの、決定書理由に認定するとおり、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかったものであり、また、会社関係者等の申述内容も慎重に検討した上で、上記のとおり判断したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であることから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。